

自動車等による通学に関する規則

制 定 平成 1 1 年 4 月 1 日

最終改正 平成 2 1 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は本校学生（専攻科生及び研究生を含む。以下「学生」という。）の自動車・自動二輪車（以下「自二」という。）・原動機付自転車（以下「原付」という。）及び自転車（以下「自動車等」という。）による通学に関する必要な事項を定め、もって交通安全の確保と教育環境の維持を図ることを目的とする。

(使用許可)

第 2 条 交通が不便等の理由により車両等を使用して通学しようとする学生はあらかじめ所定の「車両通学許可願」（自動車、自二、原付）を学校に提出し、校長の許可を受けるものとする。

2 前項の願出は、学生課学生係に提出するものとする。

(車両通学許可願等の受付)

第 3 条 自動車通学の許可願の受付は、原則として各学期の末に行う。ただし、学期の途中で行うこともある。

2 自二及び原付の場合は、随時に受付を行う。

(許可基準)

第 4 条 自動車による通学の許可基準は、次のとおりとする。

- 一 運転免許取得後 3 か月以上経過していること。
- 二 自宅から学校までの片道距離が直線距離で半径 10 km 以上、50 km 以下であること。
- 三 対人 1 億円以上の任意保険に加入していること。
- 四 保護者の同意を得ていること。
- 五 第 4 学年以上であること。ただし、校内駐車場に駐車する学生は第 5 学年、専攻科生及び研究生を優先する。

2 自二・原付による通学の許可基準は、次のとおりとする。

- 一 運転免許取得後 3 か月以上経過していること。
- 二 学校までの片道距離が直線距離で、自二の場合半径 10 km 以上、50 km 以下、原付の場合半径 5 km 以上、30 km 以下であること。
- 三 対人 1 億円以上の任意保険に加入していること。
- 四 保護者の同意を得ていること。
- 五 自二の場合は排気量が 400 cc 未満であること。
- 六 第 2 学年以上であること。

3 特別な事情を有し、校長が特に認める場合は上記の限りではない。

(許可シ - ルの交付)

第 5 条 自動車等の通学の許可を受けた学生には、許可のシ - ルを交付する。

(許可の有効期間)

第6条 自動車通学の許可の有効期間は、当該学期内とする。

2 自二、原付の場合は、当該年度内とする。ただし、次年度も引き続き許可を受けたい場合は更新の手続きをする。

(遵守事項)

第7条 自動車、自二、原付の許可を受けた学生は、交通法規を遵守し常に安全運転に留意するほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 許可シールを自動車はルームミラー裏面、自二・原付は後輪泥よけ部に貼付すること。
- 二 許可シールを他人に使用させないこと。
- 三 許可シールを紛失または汚損したときは、学生係に速やかに届け出て再交付を受けること。
- 四 校内に乗り入れを許可された自動車等は、本校が指定した場所に駐車すること。
- 五 自二、原付で通学する場合は、必ずヘルメットを着用し、2人乗りはしないこと。
- 六 本校が行う交通安全教育の講習を受けること。正当な理由なくして講習会を受けない場合は許可を取り消す。
- 七 通学許可を受けた自動車等を他人との間で貸借しないこと。
- 八 自動車等の校内通行は、徐行運転すること。
- 九 違法改造した自動車等を利用している場合は通学許可を取り消す。

2 自転車通学する学生は、「自転車通学届」を学校に提出するほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 ステッカーを後輪泥よけ部に貼付すること。
- 二 本校が指定した場所に駐輪すること。
- 三 交通ルールを守り、二人乗り・傘さし運転・二列横隊等の危険運転をしないこと。
また、人としてのマナーを守り、ゴミのポイ捨てなどの迷惑行為をしないこと。

(自動車等の変更の届け出等)

第8条 自動車等の通学を中止するか又は自動車等を変更する場合は、速やかに学生係に届け出るものとする。

2 車検等により許可された自動車、自二、原付以外の自動車等を使用する場合は、あらかじめ学生係で「臨時車両通学許可証」を受けること。

3 届け出ていない自転車を構内に乗り入れるときは、あらかじめ学生係で臨時に許可を受けるものとする。

(交通法令違反・事故等の報告)

第9条 交通法令違反をしたり、事故に遭ったときには、速やかに「交通法令違反・事故届」を学生係に提出するものとする。

(罰則)

第10条 この規則に違反した者、又は交通法規に違反して重大な危険行為等をした者に対しては、自動車等の通学許可を取り消すほか厳重な処分をすることがある。

2 処分については、別にこれを定める。

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。